

◆国民健康保険◆

8月からの限度額適用認定証の事前申請を受け付けます



●申請場所・問合せ
 保険年金課 国保係
 (市役所1階9～11番窓口)
 ☎0256・77・8132

現在、国民健康保険の限度額適用認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(日)までとなっています。8月1日(日)以降も引き続き必要な人は更新手続きが必要です。忘れずに申請をお願いします。この認定証は高額な外来診療や入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなるものです。

なお、自己負担限度額の区分については令和2年中の世帯の所得などにより改めて判定しますので、これまでの区分から変更になる場合があります。

●更新後の適用日および交付方法

申請日	適用日	認定証の交付方法
7月30日(金)まで	8月1日(日)	8月2日(月)以降に発送
8月2日(月)以降	申請月の初日	窓口にて即日交付

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主の印鑑（世帯主が自署する場合は不要）
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状
- ・来庁する人の本人確認できるもの（運転免許証など）

※8月2日(月)は窓口の混雑が予想されます。前もっての申請をおすすめします。

※認定証は申請月の初日から有効となります。なお、申請日より前に遡って発行することはできません。

※住民税非課税世帯で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書または証明書が必要です。

※今年1月2日(日)以降に転入した人は、前住所地の課税所得証明書が必要な場合があります。

※国民健康保険税の未納があると、交付できない場合があります。

●自己負担限度額（月額）について

・70歳未満の人

※計算条件あり

区分	自己負担限度額（月額）		
	年間所得*	3回目まで	4回目以降
ア	901万円超	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1%	14万100円
イ	600万円超 901万円以下	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1%	9万3,000円
ウ	210万円超 600万円以下	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1%	4万4,400円
エ	210万円以下	5万7,600円	
オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*年間所得…総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

・70歳以上75歳未満の人

※計算条件あり

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者*①	住民税課税所得 690万円以上	25万2,600円 + (医療費の総額 - 84万2,000円) × 1% 【14万100円】*④
	住民税課税所得 380万円以上	16万7,400円 + (医療費の総額 - 55万8,000円) × 1% 【9万3,000円】*④
	住民税課税所得 145万円以上	8万100円 + (医療費の総額 - 26万7,000円) × 1% 【4万4,400円】*④
一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)*⑤	5万7,600円 【4万4,400円】*④
低所得Ⅱ*②	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ*③		1万5,000円

*①…同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人。ただし、新たに70歳になる被保険者の属する世帯の70～74歳の国保被保険者の年間所得の合計額が210万円以下の場合も「一般」の区分と同様。

※年間所得…総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額。

*②…同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人（「低所得Ⅰ」以外の人）。

*③…同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人。（年金の所得は控除額を80万円として計算）

*④…【】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の限度額。

*⑤…年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用。

令和3年度から介護保険料の制度の一部が変わります

■介護保険料の年金天引き額を平準化します

年金から天引きにより徴収している介護保険料について、年間を通して、1回あたりの年金天引き額の差をできるだけ小さくする「平準化」を行います。

●平準化後の年金天引き額について

確定した年間保険料から4月・6月分の保険料額を差し引き、8月から翌年2月までの4回の納期に割って天引き額を決定します。実際の年金天引き額については、7月15日(日)発送の「令和3年度 介護保険料決定通知書兼納入通知書」の2ページ目「令和3年度介護保険料の明細」でご確認ください。

～平準化参考例 介護保険料年間9万700円（6段階）の場合～

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	2万4,000円	2万3,900円	2万3,900円	9万700円
				↓	↓	↓	↓	
平準化後	6,300円	6,300円	6,300円	1万9,500円	1万9,600円	1万9,500円	1万9,500円	9万700円
		前年度2月と同額		変更額	介護保険料から仮徴収分を差し引いた額			

◎通常、4月、6月、8月は仮徴収期間として、前年度の2月と同じ年金天引き額になりますが、今回の「平準化」により、8月の年金天引き額が変更になっている場合があります。

◎住民税課税状況や所得金額などに変動がある人は、差が大きくなる場合があります。

■介護保険料の算定基準となる所得金額が変わります

税制改正により、令和3年度から年金や給与と所得の控除額が引き下げになりました。このことによる介護保険料に影響が出ないようにするため、第7段階から第9段階までの介護保険料の算定に用いる合計所得金額の基準額が変更になります。

また、合計所得金額に給与所得または公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額により年間保険料を算定します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●合計所得金額の基準額の変更

	合計所得金額		
	第7段階	第8段階	第9段階
前年度	120万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上
	↓	↓	↓
令和3年度	120万円以上 210万円未満	210万円以上 320万円未満	320万円以上

◎変更後の基準で計算された内容は、7月15日(日)発送の「令和3年度介護保険料決定通知書兼納入通知書」でお知らせします。

介護保険料のページ▶



●問合せ 税務課 市民税2係（市役所2階6番窓口） ☎0256・77・8144